

六、本月二十三日當局會見、結果會社側於「此處標示要本件與其事

テハ圓盤、限ニアラスト板地ニ爲交渉停頓。

3、東京亞船鍛金株式會社破工事開港金三七五キ甲議用標示板供セリ
常紀念社ニ於ケル勞傷章識ニ關シテハ既報ノ通一ナ
其ノ後、經過左記、通リ、有之

記

一、勞傷者側、状勢

本月二十三日會社側ヨリ要求、求條項ニ對之全般回答、
附註ニ非ラスト板地セラシタル爲工場内ニ在リタル
前工約四十名ハ工場主ニ於テ保管中、職工自身ノ財
産、拂戾方リ工場主ニ請求シタルヲ以テ會社ニ於テ
ハ夫々請求ニ應シ之ヲ文附セリ

二、方資双方ノ交渉状況
リニカ本月廿五日本社ヨリ製品搬出ノ爲自動車ヲ廻
送レ工場ヨリ製品ヲ搬出セシトシタニニ常議団員之
ク妨害シ搬出スル事ヲ得サリシメタル等、事實アル
ク以テ所轄署、於テ銳意視察警戒ヲ加ヘフ、アリ

三、方資双方ノ交渉状況
本月廿三日前十時組合本部ヨリ熊本坪井、二名職
工中ノリ吉野地柴田、矢山野山等代表トナリ本社ヲ
訪問シ柳沢代木、三輪上山等、會社取締役ト會見、
上署ニ提出シタル要求書、回答ヲホメタルカ會社側
ニ於テハ「職工一同ハ既ニ解雇セルモ、ナルヲ以テ要
求書ニ付シテハ回答、答要無申旨答」、アレニ勞傷者